

(質問)

東海地震対策の基本を定めた「大規模地震対策特別措置法」は、どのような法律ですか。

(回答)

昭和51年に、地震学会で駿河湾を震源域とする大規模地震発生の可能性が発表された後、国を中心として東海地域の観測の強化と監視体制の充実が図られました。

これらの予知体制の強化により、地震発生の予知がなされた場合の情報伝達の連絡体制のほか、国・地方公共団体・民間企業・住民等のとるべき対策や措置についての検討が進められ、昭和53年6月15日に「大規模地震対策特別措置法」を公布、同年12月14日に施行されました。

この法律は、大規模地震発生の予知を前提に、①地震防災対策強化地域の指定を行い、②同地域の地震観測体制の強化と地震防災体制の整備を図り、③予知情報に基づく警戒宣言の発令と事前措置による被害軽減を図ることを目的としています。

(1) 地震防災対策強化地域の指定

「大規模地震対策特別措置法」では、大規模な地震の発生を予知できること(予知可能性)を前提として、①大規模な地震が発生するおそれが特に大きいこと(切迫性)②大規模な地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあること(被害の甚大性)の2つの要件を定め、一定の地域を「地震防災対策強化地域」として指定することとしています。

地震防災対策強化地域に指定されると、警戒宣言に伴い各種地震防災応急対策を実施することになります。

平成14年4月の中央防災会議により、東京都、山梨県、長野県、愛知県、三重県内の計96市町村が新たに指定され、強化地域は8都県263市町村(本県は61市町村(平成15年4月以降は55市町村))となりました。

(2) 東海地震に関する地震防災計画

地震防災対策強化地域に指定されると、国や関係機関は、各種の計画を策定することになります。

国は、地震防災に関する基本計画となる「地震防災基本計画」を策定します。

指定行政機関(総務省など)、指定公共機関(NHKなど)や各地方自治体等は、「地震防災強化計画」を策定して、地震防災応急対策に係る措置や地震防災上緊急に整備すべき項目などについて定めます。

強化地域内にある病院や百貨店、旅館等の特定事業所は、「地震防災応急計画」を策定し、警戒宣言発令時の対策について定めることになっています。

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県総務部消防防災課
担当	防災対策担当
電話	055(223)1432
FAX	055(223)1439
E-Mail	shobo@pref.yamanashi.jp